

## 岩倉市における都市計画法に基づく計画提案の手續に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条の2の規定に基づく市に対する都市計画の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）に係る手續に関し必要な事項を定めるものとする。

(計画提案の対象)

第2条 市長に計画提案をすることができる都市計画は、法第15条の規定により市が定める都市計画とする。

(提案者)

第3条 計画提案をすることができる者（以下「提案者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 計画提案に係る区域内の土地所有者等（法第21条の2第1項に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）
- (2) まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社
- (3) まちづくりの推進に関し経験及び知識を有するものとして都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「施行規則」という。）第13条の3に定める団体

(計画提案の要件)

第4条 計画提案の内容は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 計画提案に係る区域が0.5ヘクタール以上の一団の土地の区域であること。
- (2) 計画提案に係る区域は、原則として、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第8条第1項第3号に規定する土地の境界により区画された区域であること。
- (3) 計画提案に係る都市計画の素案の内容が、法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準及び次に掲げる都市計画に関する基本的な方針等に適合していること。

ア 法第6条の2に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

イ 法第7条の2に規定する都市再開発方針等

ウ 法第18条の2に規定する市の都市計画に関する基本的な方針

エ 岩倉市自治基本条例（平成24年岩倉市条例第31号）第16条第1項に規定する総合計画

オ 岩倉市環境基本条例（平成24年岩倉市条例第4号）第13条第1項に規定する環境基本計画

カ その他の計画等

(4) 法第21条の2第3項第2号に規定する計画提案に係る都市計画の素案の対象となる土地（以下「素案に係る土地」という。）の区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意を得ていること。

(5) 素案に係る土地の区域内における土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計に対し、前号に規定する同意をした者が所有する土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっている土地の地積の合計が3分の2以上であること。この場合において、共有者又は共有借地権者で構成される土地については、所有割合又は借地割合に応じて<sup>あん</sup>按分により算出し、その割合が不明であるときは、等分として算出する。

（事前相談）

第5条 提案者は、計画提案をする前に、市長に対し当該提案について事前相談をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による事前相談があったときは、必要に応じて都市計画提案事前相談書（様式第1）の提出を求めるものとする。

3 市長は、事前相談を受けたときは、次に掲げる事項について十分な説明を行うものとする。

(1) 計画提案に係る手続の流れ

(2) 計画提案の要件

(3) 提出書類及び提出先

(4) 法第13条その他の法令に基づく都市計画に関する基準

(5) 前条第3号に掲げる都市計画に関する基本的な方針等

(6) 愛知県又は市の都市計画決定の区分の別

(計画提案の説明)

第6条 提案者は、素案に係る土地の区域内の土地所有者等、その周辺地域の住民等に対し、説明会その他の形式により、提案しようとする都市計画の種類、位置、区域、規制の内容等について十分な説明を行うものとする。

(提出書類等)

第7条 提案者は、計画提案を行うときは、都市計画提案書(様式第2)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 都市計画の素案(様式第3)

(2) 土地所有者等一覧表(様式第4)

(3) 同意書(様式第5)

(4) 提案者としての要件を備えていることを証明する書類として次に掲げるもの

ア 提案者が第3条第1号に該当する者である場合 土地又は建物の登記事項証明書及び地番図

イ 提案者が第3条第2号に該当する者である場合 法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為

ウ 提案者が第3条第3号に該当する者である場合 施行規則第13条の3第1号イ又はロに該当することを証明する書類

(5) 誓約書(様式第6)(提案者が第3条第3号に該当する団体である場合に限る。)

(6) 周辺地域の住民等への説明の経緯に関する資料(様式第7)

(7) 周辺環境への影響に関する資料(様式第8)

(8) その他都市計画の素案の説明に必要な資料

2 提案者は、事業を行うため当該事業が行われる土地の区域について都市計画の決定又は変更を必要とするときは、前項に規定する書類のほか、都市計画決定・変更期限希望書(様式第9)を市長に提出することができる。

(計画提案の受理)

第8条 市長は、前条の規定により計画提案に係る書類が提出されたときは、第4条に規定する計画提案の要件に適合しているかを確認し、適合していると認めるときは、これを受理するものとする。

2 市長は、提出された書類に不備があるときは、提案者に対し、3月以

内の期間を定めて補正を求めるものとする。

- 3 市長は、前項の規定による補正が行われるまで計画提案を受理しないものとする。

(岩倉市都市計画提案審査委員会)

第9条 市長は、前条第1項の規定により受理した計画提案の審査を行うため、岩倉市都市計画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、副市長、総務部長、建設部長、秘書企画課長、行政課長、環境保全課長、商工農政課長、都市整備課長、維持管理課長及び上下水道課長をもって組織する。
- 3 審査委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、副市長をもって充て、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長が指名する者をもって充て、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 審査委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、構成員の半数以上が出席しなければこれを開催することができない。
- 7 審査委員会の議事は、出席者の半数以上の同意により決定する。
- 8 前2項の規定にかかわらず、緊急を要するとき又は軽易な事案については、文書の持ち回りにより会議の開催に代えることができる。
- 9 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審査委員会に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(計画提案の審査)

第10条 審査委員会は、次に掲げる事項について審査を行う。

- (1) 第4条第3号に定める要件の適合性
- (2) 法第19条第3項の規定により愛知県知事と協議するに当たっての指針との適合性
- (3) 計画提案に係る区域内的の土地所有者等及び周辺地域の住民等との調整の状況
- (4) 計画提案に係る周辺環境への配慮の状況
- (5) 市のまちづくりへの寄与
- (6) 早期の事業化の可能性の有無
- (7) 法令等との適合性

(都市計画の決定又は変更を行う場合の手続)

第11条 市長は、前条の規定による審査委員会の審査の結果を受けて、都市計画の決定又は変更をする必要があると判断したときは、計画提案を踏まえて都市計画の案を作成し、岩倉市都市計画審議会条例（昭和46年岩倉市条例第73号）に基づき設置される岩倉市都市計画審議会（以下「審議会」という。）に付議するものとする。この場合において、市長は、提案者に対し、審議会の日時、場所等について書面により通知するものとする。

2 市長は、審議会の決定を受けて都市計画の決定又は変更を行ったときは、提案者に対し、都市計画提案決定通知書（様式第10）により通知するものとする。

（都市計画の決定又は変更を行わない場合の手続）

第12条 市長は、第10条の規定による審査委員会の審査の結果を受けて、都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、計画提案に係る都市計画の素案にその理由を付して審議会に提出し、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定により審議会の意見を聴いた結果、都市計画の決定又は変更をする必要がないと認めたときは、提案者に対し、都市計画提案不決定通知書（様式第11）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審議会への意見聴取の結果、市長の判断が不相当と認められたときは、審査委員会による再度の審査を行うものとする。

4 市長は、提案者が都市計画決定・変更期限希望書を提出した場合であって、その期限が当該都市計画の決定又は変更に必要な期間を勘案して相当なものであると認めるときは、できる限りこれを尊重するものとする。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。